

特定販売に関して厚生労働省令で定める事項を記載した書類

特定販売を行う際に使用する通信手段	インターネット・電話・郵便等・カタログ販売 ・その他()
特定販売を行う医薬品の区分	第一類医薬品・指定第二类医薬品・第二类医薬品・第三類医薬品 ・薬局製造販売医薬品(毒薬及び劇薬であるものを除く)
特定販売を行う時間	曜日 時間 () : ~ : () : ~ : () : ~ :
営業時間のうち特定販売のみを行う時間 (無・有)	曜日 時間 () : ~ : () : ~ : () : ~ :

特定販売時の広告等

広告上の薬局の名称 (申請書に記載する薬局の名称と異なる場合)	主たるホームページアドレス	主たるホームページの構成概要
		別添 のとおり
	(フリガナ) : ログイン時のID	(フリガナ) : ログインパスワード
		別添 のとおり
	(フリガナ) : ログイン時のID	(フリガナ) : ログインパスワード
		別添 のとおり
	(フリガナ) : ログイン時のID	(フリガナ) : ログインパスワード
		別添 のとおり
	(フリガナ) : ログイン時のID	(フリガナ) : ログインパスワード

専用アプリケーションソフト等を使用する場合は、当該ソフトの入手方法等に関する資料を添付すること。

特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要 (営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合は、記載すること。)

使用する設備	画像等を電送する設備	
	カメラ機能を有する設備	
	電話機能を有する設備	
電話番号		
画像等を電送する設備の発信元の連絡先		